

東北の県庁所在地六市連携による夏祭り旅行商品造成業務に関する質問及び回答

質問	回答
【旅行商品造成について】	
<p>1</p> <p>・仕様書4委託業務内容(1)旅行商品造成について、「他の旅行会社でも催行可能な体験プログラムを造成すること」とあります。これは、他の旅行会社が「体験プログラム」を委託販売できるようにする、ということでしょうか。「催行可能」についてご説明をお願いします。</p>	<p>造成した商品が人気の商品となった場合、その商品を当部会で他の旅行会社等にもPRし、行程に組み込んで販売いただくことを検討しております。そのため、「催行可能」につきましては、他の旅行会社のツアーに組み込むことができる体験プログラムを意味しております。</p>
<p>2</p> <p>・仕様書4委託業務内容(1)旅行商品造成①旅行商品概要について、「造成した旅行商品に関しては、催行することができるよう～」とあります。今回造成する旅行商品は、催行が必須条件となりますでしょうか。</p>	<p>本事業について、昨年度は催行中止となった商品が多くございました。そのため、催行を必須としている訳ではありませんが、催行ができる商品を今年度は希望しているため、そのような記載にしております。</p>
<p>3</p> <p>・商品の催行時期等に関して、青森、盛岡、仙台に関しては、祭り当日または直前直後も含み、2024年度中に行う、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>2024年度中または、2023年度中でも問題はございません。商品の催行に適する時期でご提案ください。</p>
<p>4</p> <p>・山形の旅行商品について「本祭日も含め、直前直後を除いて催行日を調整」とありますが、「本祭日および直前直後を除いて」(祭り当日も催行日から除く)でしょうか。「直前直後を除いて、本祭日も含めて催行日を調整」(祭り当日は催行日に含む)でしょうか。</p>	<p>「本祭日および直前直後を除いて」(祭り当日も催行日から除く)という解釈でお願いいたします。</p>
<p>5</p> <p>業務委託仕様書、4委託業務内容、(1)旅行商品造成、①旅行商品概要、福島わらじまつり、本祭の有料観覧席を含む旅行商品の販売とございますが、募集型商品の作成をした場合、有料観覧席の確保をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>現時点で確約することはできませんが、確保する方向で調整いたします。</p>
【旅行商品について】	
<p>1</p> <p>・委託料を、旅行代金の一部に充当してモニターツアー等にするのは不可という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、モニターツアー等は想定しておりません。</p>